

川越市老人福祉センター西後楽会館指定管理者公募内容に関する質問への回答

1. その他老人福祉の増進を図るため必要な業務について

「川越市老人福祉センター西後楽会館業務仕様書」の「5 業務の範囲及び具体的な内容」
「(1) 指定管理業務」「①施設の運営に関する業務」のうち、「エ その他老人福祉の増進を図るため必要な業務」については、当法人として健康づくり、介護予防、社会参加と生きがいがづくりの促進を図ることと認識していますが、川越市として特に重要視していることについてのお考えをお聞かせください。

【回答】

近年、高齢者を取り巻く環境やニーズも変化しており、様々な年代の高齢者が集える場所（居場所）となる本施設において、生きがいや健康・仲間づくりの機会を得、健康で明るい日常生活を送れるようサービスを提供し、ひいては介護予防につなげることが老人福祉センターの役割と考えます。

2. 指定管理事業について

指定管理事業について、事業を実施する際、指定管理料を使わず、自主採算で行う事業を基本的には自主事業と考え、老人福祉センターA型としての事業であっても、自主採算等により実施した事業は自主事業であると考えていますが、そう解釈してよろしいか、市の見解をお聞かせください。

【回答】

自主事業とは、指定管理者が自ら企画した業務で、指定管理業務ではない業務（非指定管理業務）をいいます。指定管理業務のうち、市指定の事業の企画実施については、自主事業と区別し、「提案事業」と呼称しています。

なお、自主事業及び提案事業の経費の負担方法については、自主事業が「事業収入で賄い、自主採算とする。」ものに対し、提案事業は、「事業収入で賄うが、不足分は指定管理料によって賄う。」ものとなります。

市HPよりダウンロードできる「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」P 21～P 22に自主事業等の考え方が掲載されていますので、ご参照ください。

3. 事業（講座）の参加者について

老人福祉センターA型として挙げられている事業（講座等）を実施する際、西後楽会館は有料で60歳未満の方も市外の方（協定を締結している6市町は無料）も施設利用できるようになっておりますが、講座等の事業への参加も可能であるのか、市の見解をお聞かせください。

【回答】

講座等の事業への参加も可能です。

4. 事業開催時 60 歳未満の入館料について

お風呂や囲碁将棋またはカラオケ等のサービスを利用するためであれば 60 歳未満の方の入館料の支払いは理解できますが、施設内において、老人福祉の増進や啓発等のための作品展や世代間交流等の事業を開催する場合、60 歳未満の来場者が入館料を支払う必要があるのか。

また、川越市老人福祉センター設置及び管理条例の第 8 条第 2 項には、「市長は、特別の理由があるときは、使用料を減免することができる」とありますが、減免に対する基準等があるのか、市の見解をお聞かせください。

【回答】

川越市老人福祉センター設置及び管理条例（以下「条例」という。）第 8 条の規定のとおり、本施設の利用を許可された者は、許可と同時に、別表に定める使用料を納付する必要があります。

また、減免の規定につきましては、取扱い上の基準等を設けていないため、指定管理者より使用料減免の要望があった場合は、市と協議のうえ、条例第 8 条第 2 項に規定する「特別の理由」に該当するか否か庁内で検討することになります。

5. 利用証及び利用申請書、パンフレット、バス運行表の作成について

川越市老人福祉センター管理規則の利用証及び利用申請書、パンフレット、バス運行表について川越市が作成すると考えてよろしいか、市の見解をお聞かせください。

【回答】

利用者証として使用している福寿手帳及びバス運行表については、市で作成しますが、利用申請書については、様式に基づき指定管理者が作成してください。

また、パンフレットについては、施設広報の一環として、指定管理者が作成してください。

6. 指定管理料の算出について

光熱水費について、過去 5 年間で完全な状態で年間を通じた開館がなく、年間通じての使用量をどのように見込んでいるか。また、近年燃料費高騰に伴い、光熱水費が高騰しているが、光熱水費の料金をどのように考えているか、市の見解をお聞かせください。

【回答】

令和 5 年度光熱水費については、コロナ禍前の実績（別紙 3 「指定管理料算定用参考資料」参照）を参考に、近年の物価高騰を踏まえた額を見込んでおります。

また、急激な物価高騰により、年度途中で予算が不足する恐れがある場合は、市と協議のうえ、検討を行うものといたします。

なお、別紙 3 「指定管理料算定用参考資料」 1. 光熱水費実績(1)光熱水費（過去 5 年間の実績）のうち、各年度の電気及び水道料金について、誤りがありましたので、別添のとおり訂正いたします。

7. 利用者送迎バスの運行業務について

団体送迎バスについて、バスの種類、本数の見込についてどのように考えているか。また地区巡回バスのルート変更は可能か、市の見解をお聞かせください。

【回答】

団体送迎バスについては、コロナ禍前の実績（令和元年度実績：28人乗りバス、計167台）を参考に、バスの種類及び本数を見込んでおります。

また、地区巡回バスのルート変更については、必要に応じて見直しを行っておりますが、市の承認を受ければ可能です。

なお、別紙3「指定管理料算定用参考資料」2. 設備維持管理に係る委託料・修繕料の実績（令和4年度）のうち、※印に参考として記載した、団体送迎バス及び地区巡回バスの平成29年度委託費につきまして、誤りがありましたので、別添のとおり訂正いたします。